重要な会計方針

国立大学法人会計基準

平成26事業年度より「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」(国立大学法人会計基準等検討会議　平成26年４月１日改訂）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」(文部科学省、日本公認会計士協会　平成26年11月27日改訂）を適用している。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用している。

なお、退職一時金については費用進行基準を、「特別運営費交付金」「特殊要因運営費交付金」に充当される運営費交付金の一部及び補正予算により措置された運営費交付金については文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を採用している。また、法人内予算におけるプロジェクト事業等については、業務達成基準を採用している。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用している。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としているが、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建物	３～49年
構築物	10～60年
工具器具備品	３～15年

なお、受託研究収入により購入した固定資産については、研究期間で減価償却している。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第90）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示している。

⑵　無形固定資産

定額法を採用している。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいている。

３．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上していない。

なお、一部については、翌期以降の運営費交付金により財源措置されない教職員への賞与の支払に備えるため、当該教職員に対する賞与支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上している。

また、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度の同見積額を控除した額を計上している。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していない。

なお、一部運営費交付金により財源措置がなされていない分については、教職員の退職給付に備えるため、期末要支給額にて引当金を計上している。

また、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第35に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上している。

５．たな卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　評価基準

低価法を採用している。

⑵　評価方法

移動平均法を採用している。

６．徴収不能引当金及び貸倒引当金の計上基準

将来の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別の債権の回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上している。

７．環境対策引当金の計上基準

ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、処理費用の見積額から運営費交付金により充当されると見込まれる額を控除した金額を計上している。

８．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借料取引の機会費用の計算方法

近隣の賃借料を参考に計算している。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の期末日利回りを参考に0.395％で計算している。

９．リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

10．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式による。

注記事項

１．貸借対照表関係

運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額	248,812,829円
運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額	2,950,337,390円

２．キャッシュ・フロー計算書関係

⑴　資金の期末残高の貸借対照表科目の内訳

現金及び預金	2,361,409,090円
定期預金	△731,508,184円
資金期末残高	1,629,900,906円

⑵　重要な非資金取引

現物寄附による資産の取得	35,649,190円

３．金融商品の時価等に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定している。

資金運用にあたっては国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人通則法第47条の規定に基づき、保有できる資産は公債に限られており、株式等の保有はしない。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

（単位：円）

	貸借対照表計上額（＊１）	時価（＊１）	差額（＊１）
⑴　現金及び預金	2,361,409,090	2,361,409,090	―
⑵　未払金	(1,003,801,317)	(1,003,801,317)	―

（＊１）　負債に計上されるものについては、（　）で示している。